

第 2 回「森林吸収源・生物多様性保全検討会」テーマ

平成 23 年 5 月 10 日

一般社団法人フォレストック協会事務局

1 第 1 回（前回）検討会で議論となった点について

（1）第 1 回（前回）検討会で議論となった主要論点・課題

- ① 森林の管理経営の評価、生物多様性の評価、森林吸収源の評価の相互関係（重み付け）
→この点については、森林吸収源評価に対する、森林の管理経営、生物多様性評価の相対的な重要性を確認した。
- ② 各評価指標（基準）が対象としている林種（人工林なのか、天然林なのか）等の明示の必要性→この点については異論なし。
- ③ 認定（調査）エリアの問題
施業計画単位とする、事業体ごととするか。エリアの選択はどのように行うことができるのか。気候区分や森林帯等をどのように考慮するか等
→次回への継続議論

（2）上記に対する事務局案

（「森づくりにおける森林吸収源・生物多様性等評価基準・調査仕様（案）」参照。以下、これを「評価基準案」といい、現行の評価基準、調査仕様をそれぞれ「現行評価基準」「現行調査仕様」という。）

- ① 3つの評価の相互関係・重み付けについて（評価基準案 p2～p3）
具体的な評価指標や採点評価方法は、現行評価基準を変更しないが、評価基準案の総論部分に要旨以下の内容を記載した。
 - 現行評価基準の「生物多様性の評価」の指標は、広く森林生態系の健全性、水土保持機能の評価の指標を含む。
 - 森林生態系の健全性は、持続的な森林の管理のもっとも基礎的な条件であるから、森林生態系の健全性評価を含むフォレストックの「生物多様性評価」は最重要項目である。
 - 現行評価基準の「森林の管理経営の評価」の指標は、森林管理による社会・経済的便益、及び森林管理の持続性の条件である経営の健全性の一部を評価する指標である。
 - 長期的に見ると木材の持続的生産と消費が二酸化炭素削減効果として最も効果的であること、経済（経営）的側面や地域社会との適合性を含め森林の管理経営の持続性が担保されなければ、森林は荒廃し森林の固定している炭素が排出されることを基本認識とし、「森林吸収源の評価」は、「生物多様性評価」「森林の管理経営」が一定水準以上でなければ行われないうこと。
- ② 各評価指標が対象としている林種等の明示（評価基準案 p6）

- 生物多様性の定性評価指標→人工林、天然林（自然林・二次林）
- 生物多様性の定量評価指標→主として人工林
- 森林の管理経営の定量得評価指標→人工林

※用語の使い分けは以下のとおり。

人工林＝人為的な植栽（更新）により成立した森林

天然林＝人工林以外の森林

自然林＝人為によらず自然に成立した森林

二次林＝森林（一次林）が人為的又は自然的攪乱後に再生し、一定程度遷移が進んだ森林

③ エリア等の問題（評価基準案 p4）

- 認定の個数

森林の管理経営の同一性を基準とする。

←フォレストストックの評価は、森林管理を評価するものだから。

- 対象森林の選択

・恣意的な選択でない限り、施業計画単位・森林認証単位の一部でも構わない。

・森林の管理経営の同一性が認められる範囲で、対象森林を統合することが可能。但し、森林の調査評価は、気候・地域性・森林帯区分に十分に留意して

行う（評価基準案 p10, 4.4 p14, 6.5.2）

2 事務局側からの新たな主要諮問事項

- 生物多様性の調査時期・モニタリングの時期

（事務局案）評価基準案 p10 4.4 「着葉期とする」

- 生物多様性主要定量指標の植物種数

（事務局案）評価基準案 p9 表

森林帯区分ごとに行っている。森林帯区分は、鈴木時夫分類（1961）を参考にしているが、一次資料（元の論文）で確認がとれていない。

- 更新による加算（材積成長量の加算、CO₂吸収量の加算）

（事務局案）評価基準案 p16 6.6.3

- 主伐＝排出論。HWPについての国際的議論の動向

評価基準案 p16 6.7.1

- 主伐の定義

（事務局案）p17 6.7.2

A 案 森林施行計画又は森林計画の「主伐」の定義による

B 案 主伐＝皆伐 皆伐か非皆伐の区別は？

路網開設の場合は？

- その他事項（新計画制度等）

以上